

作成日：2011年1月5日

デンマーク

特許庁の所在地：

Danish Patent and Trademark Office

Helgoshøj Alle 81,

DK-2630 Taastrup,

Denmark

Te l : 45 43 50 80 00

Fax : 45 43 50 80 01

E - M a i l : pvs@dkpto.dk

Website : <http://www.dkpto.dk>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無

8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV)
- (7) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (International Trademark Registration (Protocol))
- (10) EPC 第 6 5 条の適用に関するロンドン協定 (London Agreement)
- (11) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)

2. 現地代理人の必要性有無

デンマーク国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

The Association of Danish Patent Agents
Vendersgade 22,
1363 Kobenhaven K,
Denmark
Tel: 45 33 12 18 38
Email: secretariat@patentagentforeningen.dk

4. 出願言語

デンマーク語以外の言語でもって出願できます。

5. その他関係団体

JETRO Copenhagen Office

Axeltorv 6. 4th Fl. 1609 Copenhagen V. Denmark

Tel: 45-33-63-73-83

Fax: 45-33-11-01-36

6. 特許情報へのアクセス

<http://www.dkpto.org/>

→Search Service

特許制度

1. 現行法令について

2007年4月30日の改正特許法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 細書及びクレーム (Specification & Claims)

外国語による明細書等でもって出願することができます。

明細書の添付を伴わない、仮出願も認められています。

外国語により出願をした場合には、出願日から3ヶ月以内にデンマーク語の翻訳文を提出しなければなりません。

なお、英語で出願をした場合には、デンマーク語翻訳文を特許付与まで提出することができます。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

提出不要です。

(5) 発明者の指定 (Designation of Inventor-ship)

発明者の氏名を記載します。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

- ・優先権証明書は、優先日から16ヶ月以内に提出しなければなりません
- ・優先権証明書の翻訳文は、提出要求された場合にのみ提出します。
- ・優先権譲渡証は、優先権主張の基礎出願の出願人とデンマーク出願の出願人が異なる場合には、優先権譲渡証の提出が必要となります。

3. 料金表

(単位：デンマーク クローネ (DKK))

(1) 出願料金	3 0 0 0
・ 1 0 個を超えるクレーム加算料	3 0 0
(2) 特許付与料金	
・ 基本料金	2 0 0 0
・ 明細書等頁に対する追加料金	
3 5 頁を超える場合、各頁当たり	8 0
(3) 年金	
3 年度	1 5 0 0
4 年度	1 1 0 0
5 年度	1 2 5 0
6 年度	1 4 0 0
7 年度	1 6 0 0
8 年度	1 8 0 0
9 年度	2 0 5 0
1 0 年度	2 3 0 0
1 1 年度	2 5 5 0
1 2 年度	2 8 0 0
1 3 年度	3 0 5 0
1 4 年度	3 3 0 0
1 5 年度	3 6 0 0
1 6 年度	3 9 0 0
1 7 年度	4 2 0 0
1 8 年度	4 5 0 0
1 9 年度	4 8 0 0
2 0 年度	5 1 0 0

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されると、方式的要件の審査、出願公開、新規性調査、自動的に実体審査が行われます。

(1) 不特許事由について

次の事由は、発明とはみなされません。

- ・ 発見や科学的理論又算術的方法の場合
- ・ 遊戯、ゲームを行うための計画や規則若しくは方法の場合
- ・ 芸術的な創作物の場合
- ・ コンピュータプログラム自体の場合
- ・ 単なる情報の提示に過ぎない場合
- ・ 人体又は動物の治療、診断方法の場合
- ・ 公序良俗に反する発明の場合

(2) 新規性について

絶対的新規性が採用されております。

即ち、出願日（又は優先日）前に、世界のいずれかの場所において、書面、口頭又は使用により、公衆に利用可能な状態にあるものは、新規性を有しません。

但し、一定の場合には、新規性は喪失しなかったものとみなされます。

I) 出願日（又は優先日）前6ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者の意に反して、発明が公表された場合。

II) 出願日（又は優先日）前6ヶ月以内における、国際的博覧会において展示された発明の場合。

(3) 新規性調査報告書について

- ① 新規性の調査は、以下の国の公開等された明細書等に基づき行われます。
 - ・デンマーク国、米国、EPC 出願、PCT 出願、フィンランド国、ノルウェー国、スウェーデン国等。
- ② 出願人の請求により、出願日から3ヶ月以内に所定の料金を納付することにより、PCT の国際調査機関による調査を受けることもできます。

(4) 出願公開について

出願日(又は優先日)から1年6ヶ月経過後、出願書類は公衆の縦覧に供されます。
出願人は、早期公開を請求することもできます。

(5) 実体的審査について

- ① 審査の結果、出願に係る発明が発明の単一性、新規性又は進歩性の要件に違反していると判断された場合、拒絶理由通知が発行されます。この拒絶理由通知に対する応答期間は、6ヶ月間となっております。
この6ヶ月の期間は、原則として延長することはできません。
- ② この拒絶理由通知に対して、出願人は意見書や明細書等の補正書を提出することができます。
- ③ 意見書等の提出によっても、依然として拒絶理由を解消していないと判断された場合には、出願は拒絶されます。
- ④ なお、特許庁からの請求があった場合、出願人は他の外国における対応外国出願の審査結果を提出しなければなりません。
この請求に対して、出願人は対応外国出願における拒絶理由通知書の写し、及び引例の写しも提出する必要があります。

(ア) 特許付与について

審査の結果、特許要件を全て満たしていると判断された場合、特許付与の通知が発行され、当該通知書において出願人は特許の内容について見解を示すことを、求められます。

出願人が特許の内容に同意すれば、当該通知書の発行日から2ヶ月以内に、公告手数料を納付することにより特許が付与されます。

その後、特許の付与が公告され、出願人に特許証が発行されます。

(イ) 不服申し立てについて

- ・拒絶査定に対して、出願人は審判部に対して拒絶査定通知の日から2ヶ月以内に、審判を請求することができます。
- ・特許権者（特許付与後の異議申立てに対する、異議申立て理由ありの決定に対して）、異議申立て人（異議申立てに対する、異議申立て理由なしの決定に対して）も、当該決定に対して審判を請求することができます。
- ・審判部の決定に対して、当該決定書の発行日から2ヶ月以内に、裁判所に対して決定を取消す訴訟を提起することができます。

(ウ) 分割出願について

原出願が係属中に、分割出願をすることができます。

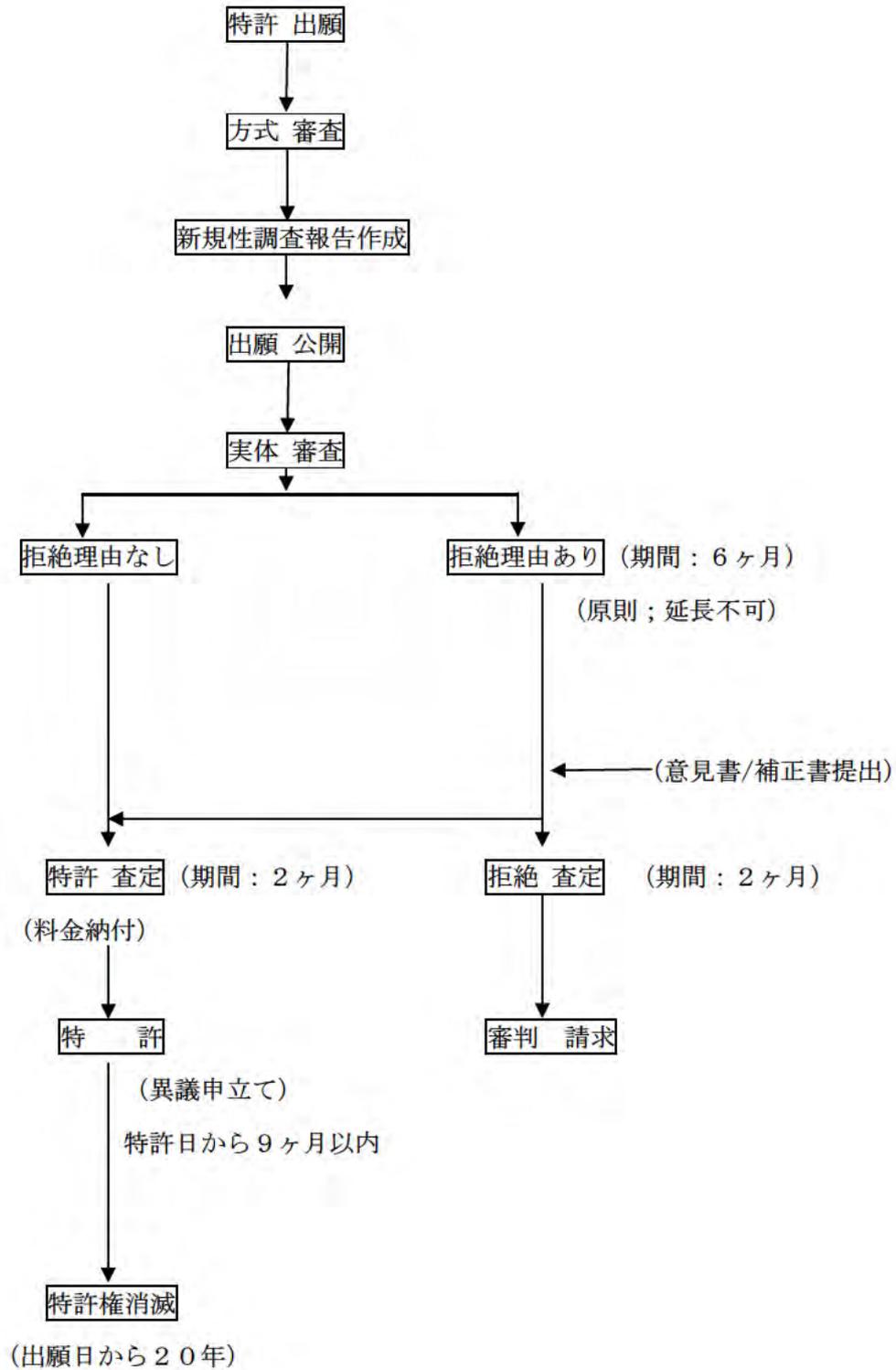
⑤ 異議申立てについて

特許付与後、特許日から9ヶ月以内に異議申立てをすることができます。

異議申立ての主な理由は次の通りです。

- ・特許が、特許要件を満たしていなかった場合。
- ・発明の開示が不十分にも拘わらず、特許が付与された場合。
- ・補正により、発明が出願当初の明細書記載範囲を超えて、特許が付与された場合等です。

出願から特許権の消滅までのフローチャート：



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権存続期間は、出願日から20年です。

特許権の設定登録日より発生します。

- (2) 出願を維持するために、出願から第3年目に出願維持年金を納付する必要があります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）

- (1) 国内段階移行期限：優先日から31ヶ月以内です。

- (2) 提出すべき書類：以下の書類のデンマーク語による翻訳文の提出が必要です。

- ・明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
- ・第19条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文

11. 留意事項

1. 出願の際

- (1) 上述しましたように、出願する場合、外国語でもって出願することが認められています。

但し、PCT出願経由デンマーク国内特許手続きの場合は、優先日から31ヶ月以内にデンマーク語の翻訳文の提出が必要ですので、留意する必要があります。

- (2) 実務的に、デンマーク国への直接出願は少ないかと思われませんが、急きょ直接出願することが決定された場合において、優先権期間との関係で十分な明細書を作成する時間等がない場合には、明細書の添付なしでもって出願可能な仮出願が認められておりますので、留意すべきでしょう。

2. 出願後審査中

- (1) 特許庁からの通知書はデンマーク語で行われます。

現地代理人に対しては、常に特許庁からの通知書及びその英訳文を送付してもらうように、要求すべきでしょう。

出願人自身が、拒絶理由通知等の応答期限がいつなのかを確実に管理するために、必要となるからです。

- (2) クレームの補正をした場合には、必ず英文によるその翻訳文を、また最終的に特許

になった場合には、英文によるデンマーク語クレームの翻訳文の作成を現地代理人に要求すべきでしょう。

デンマーク語は理解が困難であり、英文によるクレームの範囲を把握しておくことにより、権利行使の際にとりあえず安心できるからです。

3. 特許後

EPC 出願においてデンマーク国を指定して、EPC が特許になりデンマーク国内で当該 EPC 特許を有効にするためには、従来は EPC 特許明細書全体のデンマーク語の翻訳文をデンマーク特許庁に提出する必要がありました。

ところが、2008年5月6日施行のロンドン協定により、EPC 特許全体のデンマーク翻訳文の提出は不要となり、EPC 特許クレームのデンマーク語翻訳文の提出でもって、有効に EPC 特許をデンマーク国で発生させることができるようになりました。

実用新案制度

1. 現行法令について

2005年12月21日の実用新案法及び2006年12月8日の実用出願登録出願等の政令が適用されています。

2. 実用新案出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、国名、出願年月日及び出願番号を記載します。

(2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims)

(3) 図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

提出不要

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

特許出願の場合と同様です。

3. 料金表 (単位 : デンマーク クローネ (DKK))

(1) 出願料金	2000
(2) 更新料金	
・ 最初の3年間	2000
・ 2回目の4年間	3000
(3) PCT 出願翻訳文遅延追加料金	1100
(4) 不服申立て料金	5000

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておりません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、方式的要件の審査、登録性自体また考案の単一性について審査が行われ、新規性等の実体的審査は行われません。

(1) 保護対象について

実用新案として保護を受ける考案は、工具、器具、装置、電気回路、機械装置等とされています。

方法は、保護を受けることはできません。

(2) 不登録事由について

次のものは、登録を受けることはできません。

- ・芸術的な創作物である場合
- ・コンピュータプログラム自体の場合
- ・単なる情報の提供の場合
- ・公序良俗に反する場合

(3) 新規性について

特許の場合と同様です。

(4) 登録手続きについて

① 無審査登録制度が採用されておりますが、新規性等の実体的な審査は、出願人又は第三者から請求があった場合に、行われます。

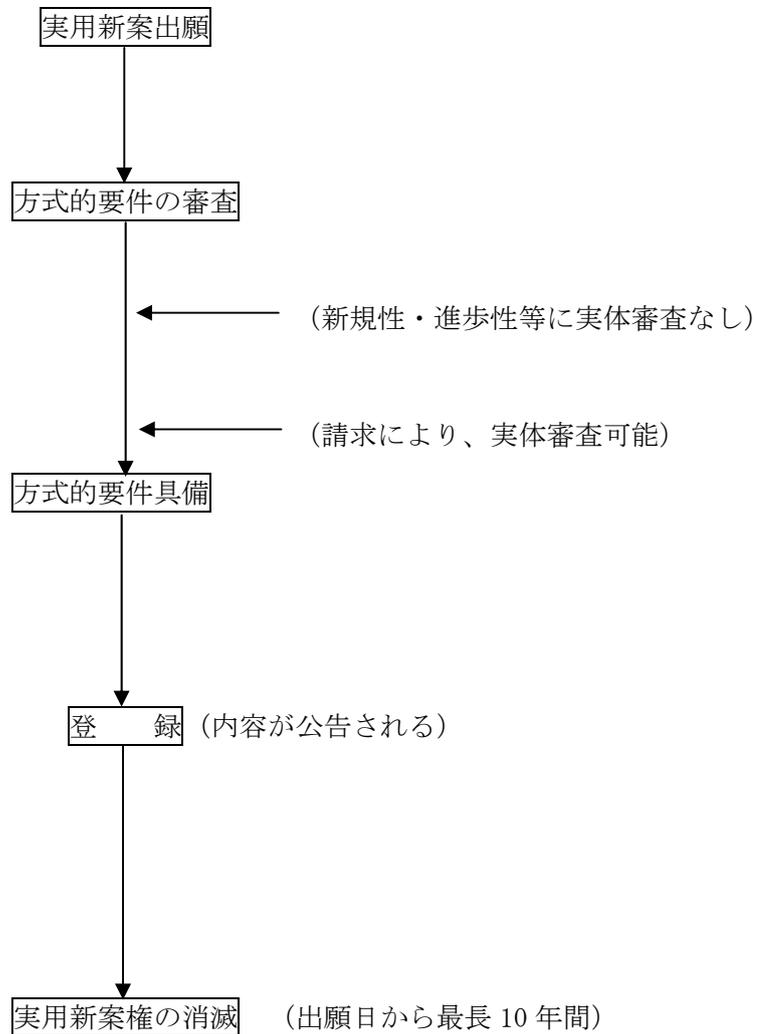
② 登録要件に不備が発見された場合、指定期間内に不備を是正すべく補正指令が発せられます。

この補正指令に対して、出願人が適切な補正をしなかった場合には、出願は却下されます。

③ 一方、出願人が補正書等を提出したが、依然として不備を解消していないと判断された場合、出願は拒絶されます。

- ④ 登録要件を満たしていると判断された場合には、出願は登録され、登録通知が出願人に発せられ、要約が公告されます。
- ⑤ 実用新案登録に対しては、異議申立て制度は採用されておられません。但し、存続期間中に登録の取消を請求することができます。
- ⑥ 特許庁の決定に対しては、当該決定通知書の発行日から2ヶ月以内に、審判部に対して不服を申立てることができます。

出願から実用新案権の消滅までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 出願日から10年です。設定登録日から発生します。
- (2) 存続期間は、1回目が3年、2回目が4年の期間更新することができます。
結果として、存続期間は最長出願日から10年となります。

10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

不明です。

1 1. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行時期等）

- (1) 国内段階移行時期： 優先日から 3 2 ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類： デンマーク語による翻訳文の提出が必要です。
 - ・ 国際出願時の明細書・請求の範囲・図面中の説明等
 - ・ 第 1 9 条補正書及び陳述書
 - ・ 第 3 4 条補正書等

1 2. 留意事項

原則として、特許出願の場合と同様です。

なお、PCT 出願に基づいて実用新案の保護を求める場合は、優先日から 3 1 ヶ月ではなく、3 2 ヶ月の期間が適用されますので、留意して下さい。

意匠制度

1. 現行法令について

現在は、2000年12月20日施行の統合意匠法が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書：

- ①創作者及び出願人の住所、氏名、国籍
- ②ロカルノ協定に基づく意匠の分類
- ③優先権主張の情報（主張する場合のみ。国名、出願日、出願番号）
- ④意匠が物品の外観又は装飾の原型であるかについての表示
- ⑤公開の繰り延べ請求（最長で出願日から6ヶ月）：希望する場合のみ

(2) 図面又は写真2通：当業者が意匠を理解して実施できるように記載します。

(3) 宣誓書：意匠が新規である旨を宣言したもの。

(4) 優先権証明書：要求された場合にのみ提出すれば足够了。

(5) 委任状：要求された場合にのみ提出すれば足够了。

★一出願多意匠制度が採用されています。

3. 料金表（単位：デンマーク・クローネ）

(1) 出願

* 1クラスの1意匠	1 2 0 0
* 2意匠以上の場合の追加	7 0 0（一括手数料）

(2) 調査請求（任意）

* 1クラスの1意匠	1 5 0 0
* 2意匠以上の場合の追加	9 0 0（一括手数料）

(3) 公開手数料 4 0 0

(4) 出願回復 4 0 0

(5) 行政再審手数料 3 0 0 0

(6) 不服申立て 4 0 0 0

(7) 更新（5年間）

* 1クラスの1意匠	2 2 0 0
------------	---------

* 2 意匠以上の場合の追加

1 1 0 0 (一括手数料)

4. 料金減免制度について（存在する場合）

料金減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

出願人の請求があれば、新規性、独自性等の実体審査（調査）が行われます。請求がなければ実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

出願人の請求により上記の実体審査（調査）が行われますので、これを審査請求制度とみることもできます。

8. 出願から登録までの手続きの流れ

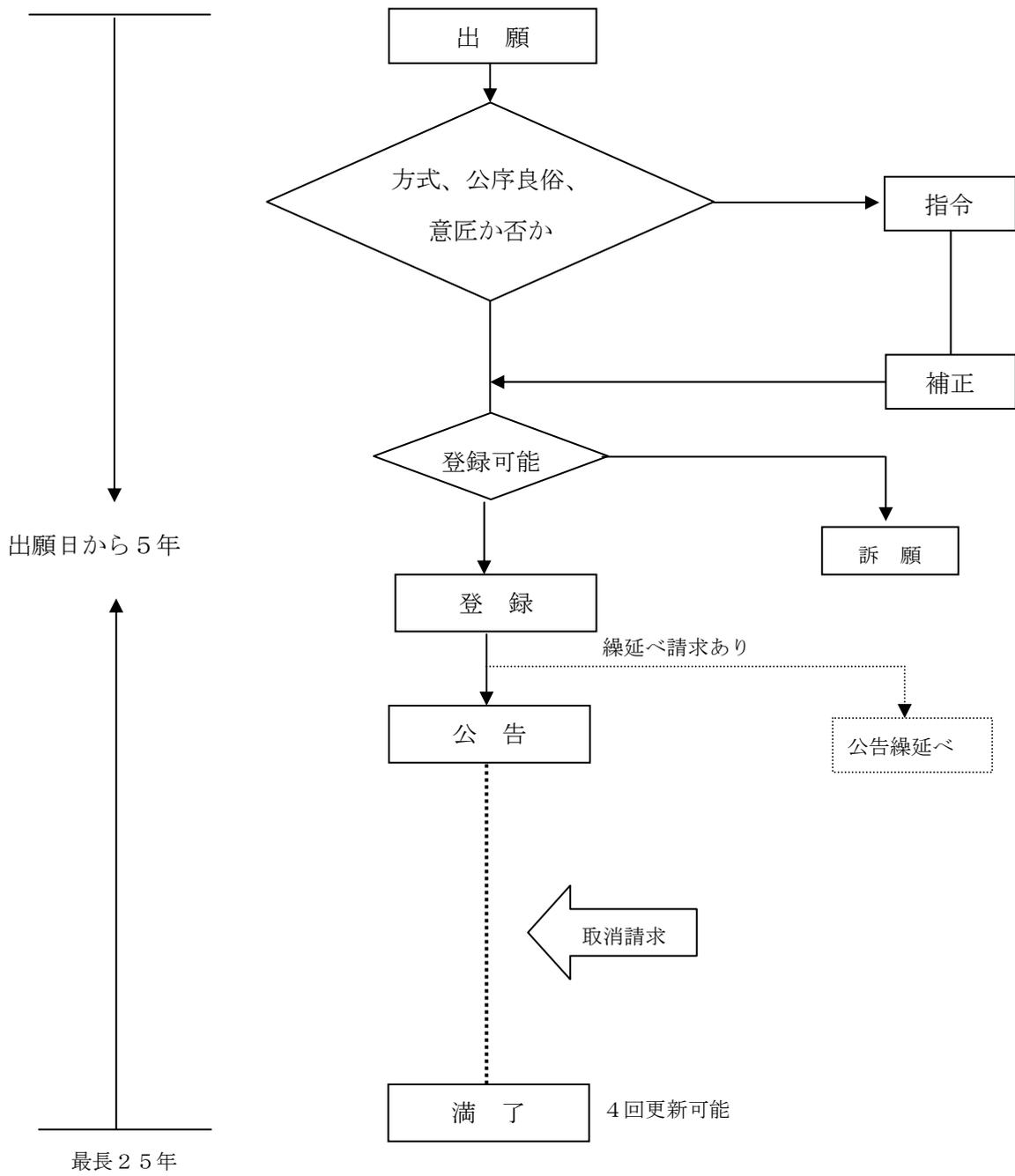
意匠出願は、意匠が意匠の定義に該当するか、公序良俗に反するか否か、及び方式的要件について審査が行われます。新規性、独自性等の実体要件は、出願人の請求がなければ行われません。意匠出願が上記の方式的要件等を具備している場合には、出願は登録され、意匠の内容が公告されます。出願人の請求があった場合には、最長で出願日から6ヶ月、公告が繰り延べられます。

意匠出願の登録を特許庁に拒否された場合には、その日から2ヶ月以内に裁判所に上訴することができます。

主な不登録事由は以下の通りです。

<不登録事由>

- (1) 公序良俗に反する意匠
- (2) 先願の利益に反する意匠
- (3) 他人の商標、商号、著作物、紋章等と実質的に同一の意匠
- (4) 物品の技術的機能のみから生ずる物品の外観



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

出願の日から5年です。存続期間は更に請求により4回更新をすることができますので、最長で出願日から25年となります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

11. 留意事項

(1) 定義

意匠とは、物品の外観又は装飾のための原型(プロトタイプ)と定義されております。意匠は美的性質を有する必要はなく、意匠に該当するか否かは実用性、利用目的によって判断されます。単なる物品の技術的機能の特徴は意匠に該当しません。

(2) 譲渡、ライセンス

登録意匠は譲渡することができます。一出願多意匠で複数の意匠が登録されている場合には、意匠ごとに譲渡はできません。登録が第三者対抗要件となっています。また、登録意匠に基づいてライセンスを許諾することも可能です。

商標制度

1. 現行法令について

現在は、2003年商標及び団体商標法が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

- (1) 願書：出願人の住所及び氏名（法人の場合は名称）。商品・サービスの表示及びそれらの属する区分。区分見出しについても商標登録を受けられます。
- (2) 委任状：要求された場合にのみ提出すれば足ります。
- (3) 商標見本 6通（図形商標の場合）：通常の文字商標の場合には見本は不要です。
- (4) 優先権証明書：要求された場合にのみ提出すれば足ります。

3. 料金表（単位：デンマーク・クローネ）

(1) 出願	
* 3区分まで	2 3 5 0
* 4区分以降	6 0 0（1区分毎）
(2) 分割出願	2 0 0 0
(3) 更新	
* 3区分まで	2 3 5 0
* 4区分以降	6 0 0（1区分毎）
(4) 譲渡、名称変更等の記録変更	無料
(5) 異議申立て	2 5 0 0
(6) 不服申立て	4 0 0 0

4. 料金減免制度について（存在する場合）

料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ

1999年1月1日に審査手続きが改正され、商標出願の審査は、欧州共同体商標出願の審査手続きに類似するものとなっています。

商標出願は、方式審査を経て、実体的登録要件（絶対的拒絶理由）について審査されます。相対的拒絶理由（先行商標との類似性）については審査されません。商標出願が絶対的拒絶理由に該当しない場合には商標登録され、商標公報に掲載されます。公報掲載から2ヶ月以内に、利害関係人は異議申立てを行うことができます。先行商標の存在を理由とする異議申し立ての場合には（相対的拒絶理由の場合）、当該先行商標権者は、出願人から請求があれば、自己の登録商標が使用されていることを立証しなければなりません。

商標出願について絶対的拒絶理由がある場合には拒絶理由が通知され、意見書を提出することができます。出願が最終的に拒絶された場合には、審判部に不服申し立てをすることができ、審判部の決定に不服がある場合には裁判所に不服申し立てを行うことが可能です。

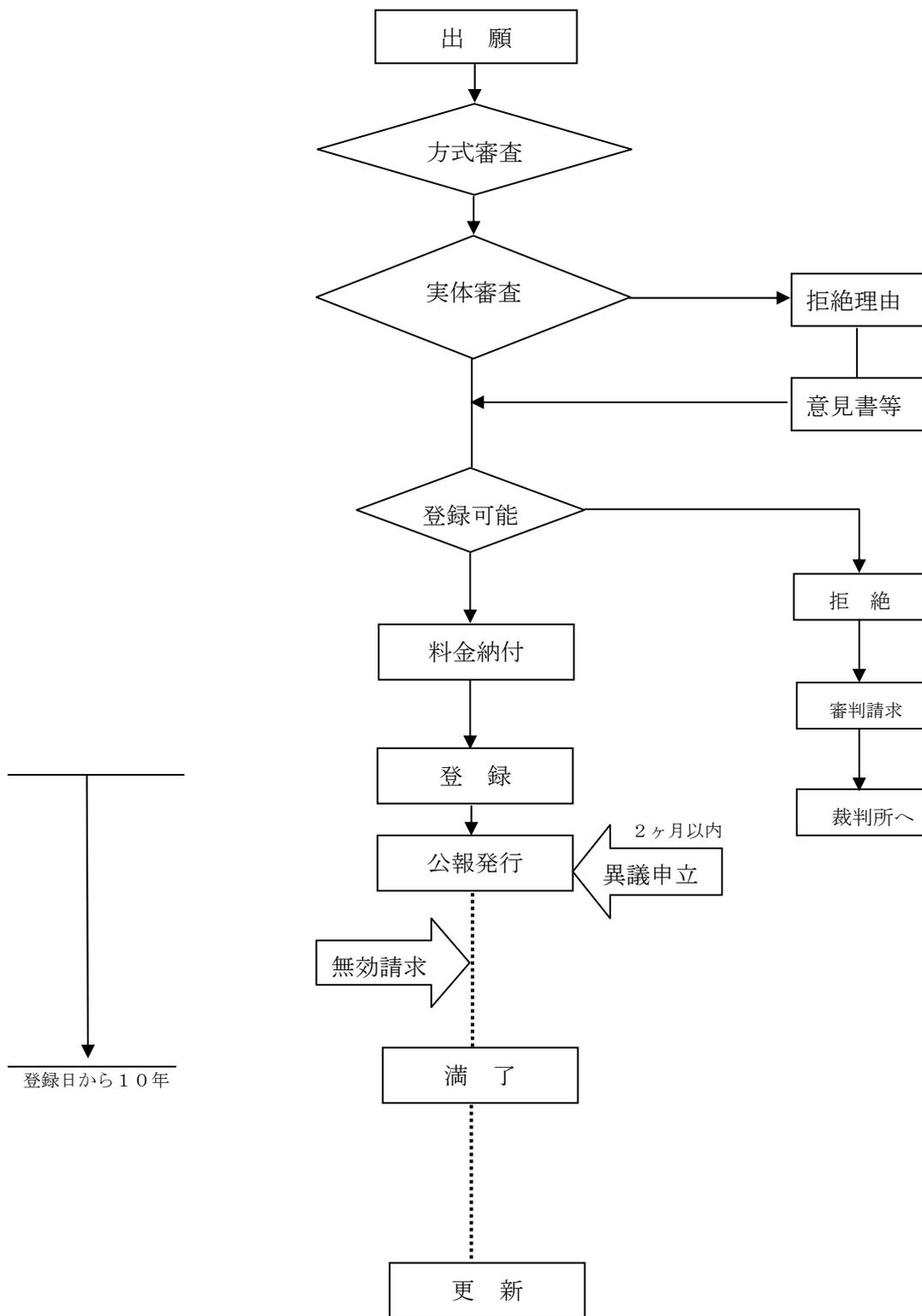
主な絶対的拒絶理由は以下のとおりです。

<絶対的拒絶理由>

- 1 識別性のない標章
- 2 二次元で表現できない標章（立体商標、音響商標の場合）
- 3 商品の品質等のみを表示する標章
- 4 公序良俗に反する標章
- 5 出所の混同を生じるおそれがある標章

<相対的拒絶理由>

- 1 先行する他人のデンマーク登録商標と同一・類似の標章
- 2 先行する他人の欧州共同体登録商標と同一・類似の標章



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

商標の存続期間は登録の日から10年間です。10年毎に更新することが可能です。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

商標とは、ある企業が、商品若しくはサービスについて使用する（又は使用する意図がある）識別力がある標識と定義されています。特に、標語、個人名、会社名、言葉などの組み合わせ、文字、数字、絵画、模様、商品の形状、装置、包装、音響などは商標登録の対象となります。

12. 留意事項

(1) 不使用取り消し制度

登録から5年間、登録商標が使用されていない場合には、請求により登録が取り消される場合があります。不使用であっても、輸入制限、当局の許可が貰えないような場合には、正当な理由があるものとされ、登録は取り消されません。

(2) 無効、取消し

登録商標が登録要件に違反して登録された場合、登録商標がその商品・サービスの普通名称となった場合、他人の業務と出所の混同を生ずるおそれがある等には、利害関係人は登録の取り消しを請求することができます。

(3) 団体商標

組織商標、証明商標、商品・サービスの地理的出所を表示するために取引で使用される標識は、団体商標として登録することができます。

(4) 国際登録、広域登録

マドリッド協定議定書に基づく国際登録により、デンマークで商標の保護を受けることも可能です。

また、欧州共同体商標制度を利用してデンマークで商標の保護を受けることも可能です。デンマーク国内商標登録の商標権者は、同一の商標、商品・サービスについて、欧州共同体商標制度に基づく商標登録を受けることも可能です。その場合には、欧州共同

体商標出願に、デンマーク商標登録の優先順位（シニオリティー）を主張することができます。優先順位を主張しておくこと、デンマーク商標登録が消滅した場合でも、欧州共同体商標出願についてデンマーク商標登録と同等の権利を引き継げるというメリットがあります。